樣式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	入溝者権利及び義務の譲渡に対する認可
根拠条例·規則名		共同溝の整備等に関する特別措置法
	条項	第17条
所	管 部 課	建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)
		過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定する ことが困難である。
審	基準	
查	(未設定の場合はその理	
基	曲)	
準		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定 することが困難である。
間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	